

知多市における空家等対策の推進に関する協定書

知多市（以下「甲」という。）及び愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、知多市内における空家等対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することで、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空家等の所有者等からの相談に対する体制の整備に関すること。
- (2) 空家等の流通及び利活用の促進に関すること。
- (3) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (4) 空家等の適切な管理に関すること。
- (5) 前4号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策を推進するために必要な事項に関すること。

2 前項の取組事項の具体的な実施事項及びそれぞれの役割については、適宜、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定による取組事項を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1

か月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1か月前までに申出を行うものとする。
（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 この協定の締結は、第三者との連携及び協力を妨げるものではない。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 1月 31日

甲 知多市緑町1番地
知多市

知多市長 宮島 壽 男

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会

会長 細井 久 史